

未成年者（18 才未満）の受診について

当院では、以下の通り未成年者が受診する際は原則として保護者または代理となる方の付き添いをお願いしています。

【理由】

- 1) 病歴、アレルギー歴、治療中の病気や怪我、服用薬の確認など、必要な医療情報を確認するため
- 2) 検査や処置のリスクや処方薬の副作用などの理解と判断
- 3) 診療の方針を決定する際に保護者の方の判断や承諾が必要である
(法律上、未成年単独では完全な判断能力が認められていない)

【中学生以下の受診】

- 1) 原則、保護者の同伴を求める。
- 2) 緊急時など学校教員その他の保護者以外の者が同伴している場合は、同伴者に対して「保護者への受診の連絡と承諾を得ていること、保護者が来院すること」を確認する。
- 3) 緊急時保護者が到着する前に同意書を必要とする検査を行う際は、保護者へ連絡し、承諾を得ると共にアレルギーの有無を確認する。保護者に電話連絡する際は、患者氏名、生年月日、住所など 2 点以上で本人保護者であることを確認する。

【中学校卒業相当以上 17 歳以下】

- 1) 保護者が受診を承諾していれば、保護者の同伴なく受診可能。
- 2) 同意書を必要とする検査または治療を行う際は、本人の同意を得る、更に保護者へ連絡し、承諾を得ると共にアレルギーの有無を確認する。
- 3) 受診結果は本人から保護者へ報告して頂き、電話での問い合わせには答えない
(個人情報保護の観点と通常業務に支障をきたすため)
- 4) 必要な連絡が取れない場合や治療の内容により、医師の判断で後日改めて保護者と同伴で受診をお願いすることがある。
- 5) 16 歳以上の方で、すでに就労しており、ご本人名義の保険証をお持ちの方は十分な理解判断力があると考え、成人同様に扱わせて頂く。

【注意事項】

緊急を要する場合は、保護者の同意がなくとも医師の判断で検査や治療を開始することがある

野田総合病院